

令和7年度「公共施設電力の見える化・運用改善モデル事業」実施業務委託

仕様書

1 目的

本市では、令和2年2月に2050年の温室効果ガス排出量の実質ゼロを表明するとともに、令和4年3月には「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、脱炭素化に向けた取組を進めている。

脱炭素社会の実現に向けては市域一丸で加速化させていくことが重要であり、とりわけ、施策の旗振り役となる市役所およびその職員が率先して行動していくことが求められている。

そこで、川崎市役所公共施設における脱炭素化を促進するため、本市が指定する公共施設（以下「対象施設」という。）に対し、使用電力の見える化及び施設の運用改善等による省エネルギー支援を実施する。また、本取組を通じて、省エネ行動を実践する職員や来庁市民への行動変容に繋がる企画を実施し、報告書として取りまとめる。

2 契約期間

契約締結日より令和8年1月15日まで

3 履行場所

川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所

川崎市川崎区殿町3-25-13 環境総合研究所（川崎生命科学・環境センター3階）

4 「公共施設電力の見える化・運用改善モデル事業（以下、本事業という。）」について

（1）事業概要

川崎市公共施設の脱炭素化を推進する取組の一つとして、指定した本事業の対象施設に対し、使用電力の見える化及び運用改善による省エネルギー支援を実施する。また、一連の省エネルギー支援実施結果を報告書として取りまとめる。

（2）事業内容およびスケジュール ※詳細スケジュールは対象施設との調整後に決定

ア 施設調整・測定機器の設置（令和7年6月中旬以降）

※契約締結後となる令和7年6月中旬以降に、モデル施設との打ち合わせ等を実施予定

イ 使用電力の見える化（現状把握、測定・分析、改善提案、改善の実践、再測定）
（令和7年7月～10月）

ウ 上記イで取りまとめた省エネ事例のとりまとめ・報告書作成

5 業務内容

(1) 使用電力の見える化・運用改善支援

受託者は、対象施設について次の支援を行う。なお、対象施設担当者との連絡・日程調整は発注者ととともに実施するものとする。

ア 現状把握

対象施設の事業活動に伴う電力使用量を測定すること。測定においては、簡易電力計等を使用し、主要な設備ごとの電力使用量が把握できるようにすること。また、設置及び取り外し（原状復帰）が容易であることに加え、施設の既設機器等に影響や損傷等を与えないこと。

イ 計測・分析

上記アで測定した電力使用量を可視化し、測定結果を要因分析すること。

ウ 改善提案

測定結果を踏まえた省エネ化実現に向けた運用改善の具体策に関する提案（以下「改善提案」という。）を含め、対象施設の職員が理解しやすい形式による報告書を作成することとし、その内容について、対象施設担当者に説明を行うこと。報告書の様式は任意とする。

改善提案は安価で取り組みやすい内容を原則とするが、改善提案及び対象施設での具体的な運用改善の実施に当たって、各種機器や設備の導入、モデル施設で使用する既存機器・設備等の一部を交換することで、より効果的な省エネ化の実現が可能であると見込まれる場合は、これら提案も含めるものとする。

エ 改善の実践

対象施設が運用改善を実施するに当たり、必要な調整及び支援を行うこと。なお、対象施設担当者と調整の上、改善提案に基づく機器や設備に関する消耗品等の一部交換を実施する場合は、当該対応に必要な経費を含め、対象施設担当者との調整により実施の可否を判断すること。

オ 再測定

対象施設による運用改善実施後において、施設の電力使用量を再測定すること。再測定においては、上記アと同様に実施すること。

カ 報告書作成

上記ア～エの取組内容とともに、運用改善の有効性について評価し、報告書として取りまとめ、発注者並びに対象施設担当者に説明を行うこと。なお、報告書様式は任意とする。

キ その他職員や市民への行動変更を促す取組

上記ア～エの実施期間において、施設職員や来庁市民の行動変容を促す取組を提案し実施すること。なお、実施に当たっては、そのスケジュールや協力内容について事前協議を行うものとし、必要な備品等は原則として本委託内容に含むものとする。

(2) 省エネ化事案に係る報告書作成

上記（１）の使用電力見える化・運用改善支援で実施した省エネ化事案をとりまとめ、事案報告書を作成すること。

6 成果物

成果物は電子データで発注者に提出する。本事業に係る報告書等一切の成果物については、P Cでの編集が容易なファイル形式で提出するものとする。

7 その他留意すべき事項

- (1) 業務の進捗状況や、提案事項等は随時報告するなど、発注者と密に連携を図り、効果的な業務遂行に努めること。
- (2) 当該業務に係る一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (3) 本仕様書に基づき作成した成果物の所有権は発注者に帰属するものとする。
- (4) 業務の実施により知り得た情報等は、法令等に基づき、厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用してはならない。
- (5) 業務に関する内容は、発注者に許可なく外部に発表しないこと。
- (6) 業務の実施に関して、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、または本仕様書に定めのない事象が生じたときは、その都度協議して決定する。
- (8) 本事業を行うに当たっては、創出される成果が可能な限り、市内公共施設へ好事例として波及出来るよう努めること。